

シニア雇用を応援する助成金 ベスト3

雇入れ

① 特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

高齢者（60歳以上）や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業所に助成

（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること

助成額

高齢者（60歳以上）1人あたり**60万円**（中小企業以外50万円） 短時間労働者は40万円（中小企業以外30万円）

問い合わせ先

沖縄助成金センター
TEL:098-868-1606



特定求職者
雇用開発助成金の詳細

賃金増額

② 高齢労働者処遇改善促進助成金

60歳から64歳までの高齢労働者に適用される賃金規定等を増額改定（※）し、高齢雇用継続基本給付金の受給総額を減少させた事業主に対して助成

（※）時間あたりの所定内賃金を60歳時点と比較して75%以上に増額改定

助成額

高齢雇用継続基本給付金の減少額の**2/3**（中小企業以外**1/2**）

問い合わせ先

沖縄助成金センター
TEL:098-868-1606



高齢労働者
処遇改善助成金の詳細

雇用推進

③ 65歳超雇用推進助成金

① 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上の定年の引き上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に助成（①～⑥）

他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受け入れ事業主の就業規則改正等に必要経費をすべて負担した場合、送出し事業主に助成（⑦）

助成額

- 【①65歳への定年の引上げ】 **15～30万円**
- 【②66歳～69歳への定年の引上げ】 **20～105万円**
- 【③70歳未満から70歳以上への定年の引上げ】 **30～105万円**
- 【④定年（70歳未満に限る）の定め廃止】 **40～160万円**
- 【⑤希望者全員66歳～69歳まで継続雇用する制度導入】 **15～60万円**
- 【⑥希望者全員70歳未満から70歳以上まで継続雇用する制度導入】 **30～100万円**
- 【⑦他社による継続雇用制度の導入】 支給対象経費の1/2

② 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直し・導入や健康診断を実施するための制度を導入するなど、高齢者の雇用環境を整備した事業主に対して助成

助成額

支給対象経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）の**60%**（中小企業以外45%）

③ 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成

助成額

1人あたり**30万円**（中小企業以外は23万円）

問い合わせ先

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄支部 高齢・障害者業務課
TEL:098-941-3301



65歳超雇用推進助成金の
詳細

ぜひ
ご活用ください！